

●香川県告示第459号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成20年10月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	変 更 年 月 日
3732000272	アンスル (変更前) 丸亀市飯山町東坂元2004番地2 (変更後) 丸亀市飯山町西坂元1206番地12	特定非営利活動法人アンスル 丸亀市飯山町東坂元1713番地	平成20年10月 1日